令和7年度決算に基づく
健全化判断比率及び資金不足比率の説明書

三　原　市

目　　次

1　令和7年度決算に基づく健全化判断比率

（1）総括表　・・・

1　令和7年度決算に基づく健全化判断比率

(1) 総括表

（単位：％）

区　分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
令和7年度決算 健全化判断比率	－ －	－ －	7.5 [8.7]	15.1 [13.7]
早期健全化基準	11.87	16.87	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	－

(注1)　実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は、「－」を記載している。
(注2)　[　　]は、令和6年度の数値　※以下同様

○早期健全化基準
・実質赤字比率　　11.87％
（標準財政規模に応じ、11.25％～15％の間で定めた値）
・連結実質赤字比率　　16.87％
（実質赤字比率の基準に5％を加算した値）
・実質公債費比率　　25.0％
（地方債協議・許可制度における一般単独事業の許可が制限される値）
・将来負担比率　　350.0％
（実質公債費比率の基準に相当する将来負担額の水準と平均的な地方債の償還年限を勘案し、定めた値）

※健全化判断比率のうち、いずれかが早期健全化基準以上の場合
　議会の議決を経て、実質赤字比率は実質赤字の解消を、ほかの3つの比率は早期健全化基準未満とすることを目標とした財政健全化計画を定め、公表しなければならない。

○財政再生基準
・実質赤字比率　　20.00％
（旧地方財政再建促進特別措置法の起債制限の基準による値）
・連結実質赤字比率　　30.00％
（実質赤字比率の基準に10％を加算した値）
・実質公債費比率　　35.0％
（地方債協議・許可制度における公共事業等の許可が制限される値）

※健全化判断比率のうち、いずれかが財政再生基準以上の場合
　議会の議決を経て、実質赤字比率は実質赤字の解消を、ほかの2つの比率は財政再生基準未満とすることを目標とした財政再生計画を定め、公表しなければならない。財政再生計画は、総務大臣に協議し、その同意を得ない場合は、災害復旧事業以外の事業の財源として地方債を起こすことができない。

(2) 実質赤字比率

市税、地方交付税等の一般財源をその支出の主な財源としている一般会計等について、歳出に対する歳入の不足額（いわゆる赤字額）を市の一般財源の標準的な規模を表す標準財政規模の額で除したものである。

（単位：千円）

ア　一般会計等の実質収支額			※「一般会計等」＝「普通会計」		
会計名	歳入総額 A	歳出総額 B	歳入歳出差引額 C（A－B）	翌年度へ繰り越すべき財源 D	実質収支額 E（C－D）
一般会計	54,399,546	53,580,772	818,774	189,285	629,489
ｹｰﾌﾞﾙﾈｯﾄﾜｰｸ事業特別会計	67,953	58,764	9,189	9,189	0
公共用地先行取得事業特別会計	218,121	218,121	0	0	0
港湾事業特別会計	131,780	123,947	7,833	0	7,833
土地区画整理事業特別会計	141,302	139,097	2,205	2,205	0
合計	54,958,702 [54,596,635]	54,120,701 [53,772,212]	838,001 [824,423]	200,679 [381,568]	637,322 [442,855]

（単位：千円）

イ　標準財政規模	28,623,016 [27,932,089]
うち、臨時財政対策債発行可能額	0 [102,363]

（単位：％）

ウ　実質赤字比率 （小数点第2位未満切捨て）	－ [－]	（参考） 実質収支比率（黒字）　2.22 [1.58]

（注）　実質赤字額がない場合は、「－」を記載している。

【算定方法】

$$\text{ウ　実質赤字比率} = \frac{\text{ア　実質収支額　E欄の合計（赤字を正数にして算出）}}{\text{イ　標準財政規模}}$$

※　標準財政規模 ＝ 標準税収入額等＋普通交付税額＋臨時財政対策債発行可能額
（地方公共団体の通常収入される経常的一般財源の規模を示すもの）

(3) 連結実質赤字比率

市の全ての会計の赤字額と黒字額を合算して、市全体としての歳出に対する歳入の資金不足額を、市の一般財源の標準的な規模を表す標準財政規模の額で除したものである。

（単位：千円）

ア　各会計の実質収支額及び資金不足額等		
区分	金額	備考
一般会計等の実質収支額の合計	637,322	(2) アのE欄の合計
一般会計等以外の特別会計の実質収支額	217,809	実質収支額が赤字である場合は、マイナス（△）で表示
国民健康保険（事業勘定）特別会計	44,117	
国民健康保険（直営診療施設勘定）特別会計	1,401	
介護保険特別会計	164,421	
後期高齢者医療特別会計	7,870	
駐車場事業特別会計	0	
公営企業会計の資金不足額又は資金剰余額	943,322	資金不足額がある場合は、マイナス（△）で表示
下水道事業会計	943,322	
土地区画整理事業特別会計	0	
合計	1,798,453 [1,633,718]	

（単位：千円）

イ　標準財政規模	28,623,016 [27,932,089]	

（単位：%）

ウ　連結実質赤字比率 （小数点第2位未満切捨て）	－ [－]	（参考） 連結実質収支比率（黒字）　6.28 [5.84]

（注）　連結実質赤字額がない場合は、「－」を記載している。

【算定方法】

$$\text{ウ　連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額[アの合計]（赤字を正数にして算出）}}{\text{イ　標準財政規模}}$$

(4) 実質公債費比率

市の一般会計等の支出のうち、義務的に支出しなければならない経費である公債費や公債費に準じた経費を市の標準財政規模を基本とした額で除したものの3か年間の平均値である。

（単位：千円）

区分	金額	備考
ア　地方債の元利償還金 （公債費充当一般財源額）	5,471,493 [5,522,178]	繰上償還額を除く。
イ　準元利償還金	1,376,299 [1,391,884]	公営企業会計出資金等 一部事務組合負担金 債務負担行為額
ウ　元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額	5,257,641 [5,290,674]	基準財政需要額 ・災害復旧費等 ・事業費補正 ・密度補正
エ　標準財政規模	28,623,016 [27,932,089]	

（単位：％）

オ　実質公債費比率（単年度） （小数点第5位未満四捨五入）	6.80559	カ　R6　7.16999 キ　R5　8.75629 参考　R4　10.28464
ク　実質公債費比率（3か年平均） （小数点第1位未満切捨て）	7.5 [8.7]	（オ＋カ＋キ）／3

○対前年度増減要因

オ　実質公債費比率（単年度）　0.36440ポイント減

令和6年度臨時財政対策債償還基金費の措置に伴う特定財源が90百万円増加したことにより、ア　地方債の元利償還金（公債費充当一般財源額）が減少（令和6年度比　51百万円減）したこと及び市民税や地方消費税交付金などの標準税収入額等が598百万円増加したことにより、エ　標準財政規模が増加（令和6年度比　691百万円増）したため。

ク　実質公債費比率（3か年平均）　1.2ポイント減

令和7年度単年度と令和4年度単年度の比較で3.47905ポイント減少したため。

【算定方法】

$$\text{オ　実質公債費比率（単年度）} = \frac{\text{ア　地方債の元利償還金} + \text{イ　準元利償還金} - \text{ウ　元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}{\text{エ　標準財政規模} - \text{ウ　元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}$$

$$= \frac{1,590,151 \quad [1,623,388]}{23,365,375 \quad [22,641,415]}$$

$$= 6.80559\% \quad [7.16999\%]$$

(5) 将来負担比率

市の一般会計等が将来的に負担することになっている実質的な負債に当たる額（将来負担額）を把握し、この将来負担額から負債の償還に充てることができる基金等を控除の上、市の標準財政規模を基本とした額で除したものである。

（単位：千円）

区分	金額	備考
① 一般会計等に係る地方債の現在高	53,006,203 [55,801,018]	
② 債務負担行為に基づく支出予定額	145,001 [162,267]	他団体の借入金に対する償還費負担金等
③ 一般会計等以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰入見込額	15,311,793 [15,600,264]	下水道事業会計への繰入等見込額
④ 組合等が起こした地方債の償還に係る地方公共団体の負担見込額	1,029,411 [1,188,461]	広島県水道広域連合企業団等への負担見込額
⑤ 退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額	6,027,547 [5,944,073]	
⑥ 設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額	0 [0]	
⑦ 連結実質赤字額	0 [0]	
⑧ 組合等の連結実質赤字額に係る一般会計等負担見込額	0 [0]	
計　ア 将来負担額	75,519,955 [78,696,083]	
⑨ 地方債の償還額等に充当可能な基金の残高の合計額	14,610,164 [14,880,357]	
⑩ 地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入	8,392,788 [8,569,437]	住宅使用料 都市計画税　等
⑪ 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	48,983,817 [52,130,875]	
計　イ 充当可能財源等	71,986,769 [75,580,669]	
ウ 標準財政規模	28,623,016 [27,932,089]	
エ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	5,257,641 [5,290,674]	基準財政需要額 ・災害復旧費等 ・事業費補正 ・密度補正

（単位：%）

オ 将来負担比率 （小数点第1位未満切捨て）	15.1 [13.7]	

○対前年度増減要因

オ　将来負担比率　1.4ポイント増

合併特例債や臨時財政対策債など普通交付税への算入率が高い地方債残高が減少したことにより、⑪　地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額が減少　（令和6年度比　3,147百万円減）したこと及び介護給付費準備基金、減債基金等を取り崩したことなどにより、⑨　地方債の償還額等に充当可能な基金の残高の合計額が減少（令和6年度比　270百万円減）したことにより、イ　充当可能財源等が減少（令和6年度比　3,591百万円減）したため。

【算定方法】

$$\text{オ　将来負担比率} = \frac{\text{ア　将来負担額} - \text{イ　充当可能財源等}}{\text{ウ　標準財政規模} - \text{エ　元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}$$

$$= \frac{3,533,186 \quad [3,115,414]}{23,365,375 \quad [22,641,415]}$$

$$= 15.1\% \quad [13.7\%]$$

2　令和7年度決算に基づく資金不足比率

一般会計等の実質赤字に当たる公営企業会計における資金不足について、公営企業の事業規模に対する比率を表したものである。

(1) 総括表

（単位：％）

会計名	資金不足比率
下水道事業会計	－ [－]
土地区画整理事業特別会計	－ [－]
経営健全化基準	20.0　※会計ごと

(注)　資金不足額がない場合は、「－」を記載している。

(2) 法適用企業

①　資金不足額

（単位：千円）

会計名	流動負債 A	流動資産 B	資金不足額 又は資金剰余額 C（A－B）	事業の規模 D
下水道事業会計	587,772 [516,576]	1,531,094 [1,540,749]	△ 943,322 [△ 1,024,173]	1,656,388 [1,616,607]

(注1)　流動負債（A）は、控除未払金等の控除額を除いたものである。

(注2)　流動資産（B）は、控除財源等の控除額を除いたものである。

(注3)　C欄がマイナス（△）の場合、資金剰余額となる。

(注4)　事業の規模（D）は、営業収益から受託工事収益を除いたものである。

②　資金不足比率

（単位：％）

会計名	資金不足比率	備考
下水道事業会計	－ [－]	(参考) 資金剰余比率（黒字）　57.0 [63.4] （小数点第1位未満四捨五入）

(注)　資金不足額がない場合は、「－」を記載している。

【算定方法】

②　資金不足比率　＝　$\dfrac{\text{資金不足額　C（プラスの場合のみ）}}{\text{事業の規模　D}}$

(3) 法非適用企業

① 資金不足額

（単位：千円）

会計名	歳出額 A	歳入額 B	資金不足額 又は資金剰余額 C（A－B）	事業の規模 D
土地区画整理事業	273,109	273,109	0	10,888
特別会計	[233,284]	[233,284]	[0]	[17,500]

（注1） 歳入額（B）は、翌年度に繰り越すべき財源を除いたものである。

（注2） C欄がマイナス（△）の場合、資金剰余額となる。

（注3） 事業の規模（D）は、営業収益に相当する収入から受託工事収益に相当する収入を除いたものである。

② 資金不足比率

（単位：%）

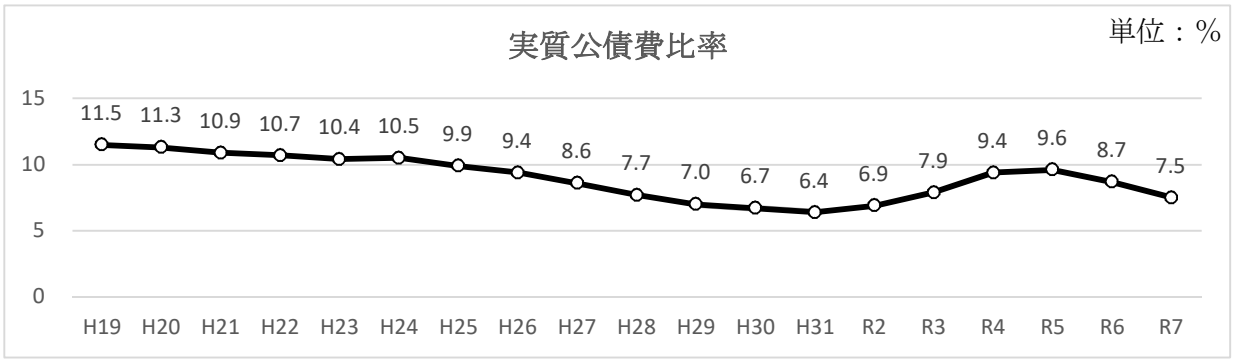
会計名	資金不足比率	備考
土地区画整理事業	－	（参考） 資金剰余比率 0.0
特別会計	[－]	[0.0]
		（小数点第1位未満四捨五入）

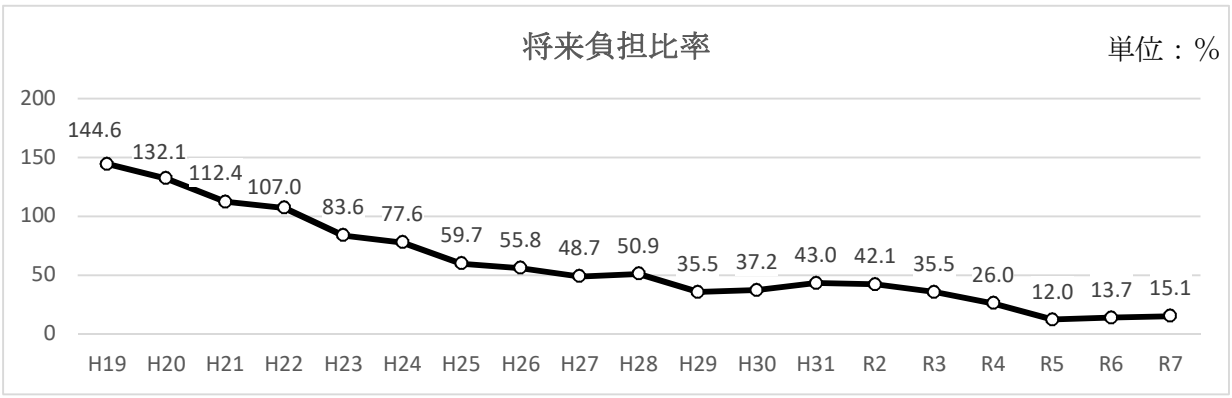
（注） 資金不足額がない場合は、「－」を記載している。

【算定方法】

② 資金不足比率 ＝ $\dfrac{\text{資金不足額　C（プラスの場合のみ）}}{\text{事業の規模　D}}$

3　実質公債費比率及び将来負担比率の推移





総務省資料

健全化判断比率等の対象について

